

矢吹町都市計画道路の変更に係る公聴会記録

1. 案件の概要

矢吹町都市計画道路の変更に係る都市計画案

北町新町線、田町大池線、一本木29号線

2. 公聴会の日時及び場所

令和2年10月27日（火） 午後6時30分～

矢吹町文化センター大ホール

内 容

- | | |
|------------------------------|---|
| 【司会】
矢吹町
都市整備課長 | 町決定3路線分についての公聴会を開催いたします。私は、司会進行を勤めます矢吹町都市整備課福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公聴会の議長につきましては、矢吹町都市計画公聴会規則第6条の規定によりまして矢吹町副町長が務めさせていただきます。それでは、副町長よろしく願いいたします。 |
| 【議長】
矢吹町
副町長 | みなさんどうもお晩でございます。着座にて務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは早速公聴会に移らせていただきたいと思います。町決定3路線分の変更ににつきましては公述の申し出状況を事務局から報告願います。 |
| 【事務局】 | この度、2週間都市計画の素案を縦覧したところ、公述の申し出が1名の方からございましたので報告いたします。以上です。 |
| 【議長】
矢吹町
副町長 | ただいま報告がありましたとおり、1件の公述申し出が認められたことから、本日はこの1名の方に公述をしていただきます。それでは、次第に従い、町決定分3路線について説明をお願いいたします |
| 【事務局】 | それでは説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。 【都市計画変更案の説明】
以上になります。ご清聴ありがとうございました。 |

【議長】
矢吹町
副町長

ただいま説明が終わりましたので、次第に従い、3番の公述に移ります。ここで、公述の際の注意事項について申し上げます。配布しました次第に注意事項を載せてありますのでご覧いただきたいと思ます。まず、公述人の方に申し上げます。公述の内容は、矢吹町都市計画公聴会規則第7条の規定により、提出していただいた公述申出書の内容に従って、簡潔に意見を頂きたいと思ますのでよろしくお願ひいたします。また、同規則第8条により、公述人は質疑をすることが出来ませんのでご了承願ひます。次に、会場の皆様方に申し上げます。同規則第4条の規定により、公述人以外は意見を述べることはできませんので、ご了承願ひます。また、公聴会開催中は静粛にしてください。秩序を維持する必要がある場合には、同規則第9条により、退場をお願いすることがありますのでご注意ください。それでは、ただいまより公述を開始します。公述人の方は、私がお名前を申し上げましたら、公述席へお進み、公述をお願いいたします。それでは、1番の方から始めます。〇〇様、公述をお願いいたします。それでは〇〇様よろしくお願ひいたします。

【公述人】

それでは皆さんこんばんは。〇〇と申します。よろしくお願ひします。私も着座にて失礼させていただきます。今回は、都市計画道路変更ということで、口述の機会を設けていただいております。いわゆる道路整備ということでもあります。道路整備の必要性ということについては、やはり住民生活の利便性は元よりですね、町外からの交流人口をも増やすという意味でも、非常に重要な役割があると思ひます。また人や物が移動するのに大変な、大変重要なのが道路であり本望と言えます。インフラの整備等に関しては、これは個人ではどうこうできるという問題ではございません。それ故に、やはり公の権力というものを行使する、それに頼らざるしかないと思っております。前の都市計画道路は昭和34年頃に出来て、進捗状況は微

々たるものという風に皆さんもご承知のとおりと思います。そこで、平成24年に町が、町道整備について住民説明会を行いました。その際は、いわゆる旧国道については13mで、石川街道、田町大池線は12mということで計画が示され住民説明会が行われたと思います。その時私は、これならば両側に歩道がついて歩車分離、歩行者と車が分かれて通行できるということで大いに期待をし、大賛成という思いでございました。しかし、今回、旧国道に関しては12m、石川街道、田町大池線に関しては10mということで、片側歩道という案が示されました。これはですね、目先のことを考えれば、現状を打破するという点では十分だろうと思いますが、やはり将来、防災面とか、いまバリアフリー化という問題も取り沙汰されております。これで本当に将来に対応できるのかという、非常に不安が残りますし、50年後、100年後の未来人がそれで満足してくれるのか、それなりの道幅なのかと大いに疑問が残ります。特に、石川街道については東側、矢吹町はどうしても東北本線によって分断されているというイメージが若干あります。どうしても東側と西側を結ぶ矢吹町の大動脈であるという風に考えております。近年はですね、東側地区が非常に発展している、という風に見受けられます。田町大池線に関しては、旧国道よりも利用者が増えるのではないかと、いう風に予想もされますので、将来的には矢吹のメインストリートになるんじゃないかという風に予想されます。この機会に、石川街道や田町大池線に関しては最低でも12m、欲を言えばそれ以上あってもいいのかなという風に私は考えております。これは未来への予想計画でございますので、未来への投資は、未来の方にはできませんので、それを現在生きている我々がですね、未来のために提案し、それを未来の人たちが創っていくという、未来の人たちが実行するために役立つよう計画し、子々孫々が少しでも豊かで文化的な生活、また幸福を実感できるよう、その布石として今の計

画を12m以上で整えておく必要があると思ひまして、こうして訴えている訳でございますが、それをできるのも現在の我々の使命とも考えておりますので、できればそういったことにさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

【議長】

矢吹町

副町長

ありがとうございました。それでは席の方にお戻り願ひます。以上をもちまして、本日受付を頂きました公述人の方に公述をいただきました。たいへんありがとうございました。公聴会はここで終了いたします。

【司会】

矢吹町

都市整備課長

ありがとうございました。それでは議長はここで退席とさせていただきます。以上で公聴会は終了となりますが事務局より連絡事項がございます。事務局願ひします。

【事務局】

本日は貴重な意見を頂きありがとうございました。本日公述いただきました意見については検討し、議事録とともに矢吹町の見解を後日、公表させていただきます。なお、都市計画決定の手続きといたしましては、本日の都市計画公聴会でお寄せいただいたご意見を検討しまして、矢吹町で都市計画の原案を作成し、原案を2週間、縦覧に供します。その間に、原案に対して、意見のある利害関係人の方は意見書を提出することができます。その後、矢吹町都市計画審議会におきまして、提出された意見書の内容等を踏まえまして審議をいただきます。矢吹町都市計画審議会でお原案につきまして承認がいただけましたら福島県に協議を行ひまして、都市計画決定告示を行うことで、変更内容が正式に都市計画に定められることとなります。事務局からは以上となります。

【司会】

矢吹町 福田課長

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の公聴会の日程をすべて終了させていただきます。本日はありがとうございました。